

ID: 228

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用方法の改善命令等		
例規名 根拠条項	村田町工業用水道事業給水条例 第13条第2項		
例規番号	平成3年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (適正使用の原則)</p> <p>第13条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するよう努めなければならない。</p> <p>2 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し使用方法の改善等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日